

条件付一般競争入札説明書

1 入札参加資格

(1) 登録格付

「登録格付」とは、岩手県の平成 29・30 年度県営建設工事競争入札参加資格者名簿において、当該業種及び格付にに登録されている者であることを指すこと。

(2) 営業所所在地

「営業所所在地」とは、県南広域振興局（本局）管内に主たる営業所（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）に基づく主たる営業所。以下「本社（本店）」という。）を有することを指すこと。

2 施工実績等

(1) 企業の施工実績及び技術者の施工経験（以下「施工実績等」という。）と認められるものは、工事が完成し、申請書の受付期限の日までに引き渡し完了しているものに限ること。

(2) 施工実績等の確認は、入札参加資格に示した施工数量、構造、工法等の必要事項を具体的に挙証できる資料（契約書、仕様書、図面等の写し）により行うものとし、当該工事の発注者の証明書等によるものは認めないこと。

(3) 施工実績等としての工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS）」に登録されている場合は、登録内容確認書の写しをもって、挙証資料に代えることができること。ただし、施工数量、構造、工法等の必要事項が確認できるものに限る。

(4) 一体的な施設等として、連続した年度で別発注とされた建設工事にあつては、当該複数の契約工事の諸元数値をもって施工実績等とみなすことができること。ただし、当該複数の契約内容及び一体的な施設等の建設工事であることを確認できる書類を提出できるものに限ること。

(5) 元請の実績及び経験については、発注者から直接請け負った建設工事であるものとし、発注者は、国又は地方公共団体であるか、民間であるかは問わないこと。

3 工事費内訳書

(1) 工事費内訳書（以下「内訳書」という。）の様式は任意とし、記載内容は、会社名）、工事名、作成年月日、発注者が指定した工事区分・工種・種別・細別等に対応する施工数量、単価及び金額とすること。

(2) 所定の記載事項を充足する内訳書（総括）（ホームページ上で配付する専用のファイ

ルをダウンロードし必要事項を記載したものに限る。)が添付されていない入札は、無効と取り扱うものであること。

(3) 工事費内訳書で積算した工事価格(消費税及び地方消費税を含まない)を入札書に記載する場合は、両者の金額が一致していることとするが、千円未満の端数処理については、有効な入札として取り扱うこと。

(4) 工事費内訳書については、工事施工に係る実行予算が成り立っているかどうか確認するために提出を求めていることから、工事費内訳書の作成に当たっては、金額が判明する積算とすること。従って、値引き等を行う場合にあっては、単価を値引き後の金額で記載して積算することとし、工種毎の合計額に対して値引き処理を行わないこと。

4 資本関係等のある会社の参加制限

(1) 次のいずれかに該当する関係がある複数の者は、同一工事の入札に重複して入札参加申請書を提出することはできない。なお、上記の関係がある複数の者から申請があった場合は、その全者の入札参加を認めないものとする。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続き中の会社(以下「更生会社等」という。)である場合を除く。

(ア) 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社等である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 入札参加希望者が(1)の制限に対応することを目的に連絡を取ることは、条件付一般競争入札心得に定める公正な入札の確保の規定に抵触するものではない。

5 契約成立要件

落札者の決定後、この入札に付する工事に係る請負契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、当該落札者と契約を締結しないこと。

ア 法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の有効期間（経営事項審査の審査基準日から1年7月）を経過していないこと。

イ 法第28条第3項又は第5項の規定により営業の停止（対象工事の入札の参加又は受注を禁止する内容を含まないものを除く。）を対象工事に対応する業種について命ぜられた者で、その処分の期間が経過していない者でないこと。

ウ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

エ 岩手県から措置基準に基づく指名停止を受けていないこと。

オ 公告に定める要件を充足する主任技術者又は監理技術者を配置できること。

カ 公告に定める要件を充足する施工実績を有すること。

キ 役員等（個人である場合のその者、法人である場合の建設業法第5条第3号に規定する役員等、及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条に規定する使用人をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

6 その他

（1）手続における交渉は無いこと。

（2）提出された書類は返却しないこと。

（3）その他詳細は、条件付一般競争入札心得によること。